

投稿規程

日本社会福祉マネジメント学会は専門性の異なる会員を擁しており、それらの研究者、医・科学者の所属する機関等も異なるが、研究に対する公正さ、誠実さ、客観性等の基本的な価値観は共通して求められる。本規定は、論文の重複投稿や不正投稿について、いわゆる「バンクーバー方式」や秦による「重複投稿と不正投稿のルールについて」などを基に、ルールとして取り決めたものである。

1. 重複投稿について

- (1) 既刊の論文、投稿中の論文、受理された論文は受け付けない。
- (2) 「抄録」や「要旨」(プロシーディング)にまとめられた論文、大学や研究機関の発行する「紀要」や、同類の出版物に全文が掲載されていない論文、他の雑誌に掲載を断られた論文は再投稿してもよい。
- (3) 論文に関する新聞記事があっても投稿できるが、この記事に詳細なデータや図表を付けた場合は投稿できない。
- (4) 同じ研究または同類の研究ですでに発表した論文や重複投稿の疑念をもたれる論文は、投稿時に既報告論文について学術委員会に申し出なければならない。
- (5) 抄録や要旨をあとで完成論文として投稿しても重複投稿にはならない。
- (6) データが既刊論文より50%以上増えている場合は重複投稿にならない。また、データが既刊論文とは異なる仮説を証明したり、否定する目的で用いられる場合は重複投稿にはならない。
- (7) 日本語誌以外の雑誌にすでに発表済みの論文(日本語以外)を改めて日本語に直して投稿しても重複投稿にはならない。
- (8) 上記(5)(6)(7)の例外では、出典を明記することを義務付ける。
- (9) インターネット上で発表したデータを使って改めて論文を書いて投稿すれば重複投稿となる。

2. 先行権と重複出版

- (1) 同一研究を2回以上出版することは、言葉、図、表が同一であるか否かを問わず重複出版となり、容認されない。
- (2) 重複出版の例外として、他の言語による二次出版が認められることがある。それには次に述べる条件に従わなければならない。この条件に従わない二次出版は重複出版となり委員会に受理されない。

- ① 両誌の編集者に二次出版することを承知させ、二次出版の編集者に既刊論文を提供

すること。

- ② 一次出版の先行権は、最低 1～2 週間の刊行間隔期間を置けば認められる。
- ③ 二次出版の論文は異なる読者集団のために書かれたものであること。
- ④ 二次出版の論文は一次出版の論文データ、解釈を忠実に再現したものであること。
- ⑤ 二次出版論文の表題頁の脚注に、読者、出版社に対して、一次出版論文と同じデータ、解釈に基づき、その国の読者のために再編集して出版する旨を明記すること。

3.不正投稿

- (1) 虚偽のデータを作成したり、知っていながら投稿すること。
- (2) 他人のデータを使って投稿すること。
- (3) オリジナルと偽って投稿すること。
- (4) 内容を知らないデータを含む論文のスポンサーになったり、推薦すること。
- (5) 研究に携わっていないのに著者として名前を載せることを許可すること。
- (6) 研究に寄与していない者や研究内容に合意していない者を共著者として加えること。
- (7) 他の研究者が先行権を確立した論文の引用を故意に無視すること。
- (8) 著作権に関して偽りの申請をすること。

4.重複投稿、不正投稿を行った会員への処分

(1) 学術委員会が、重複投稿、不正投稿等の重大な違反行為と認定した場合、対象会員に対して以下を行わないものとする。

- ① 学会大会における発表の受理
 - ② 学会誌への投稿の受理
 - ③ その他、学会が主催・共催する研究・研修活動への派遣
- (2) 停止期間は 1 年以内とする。
 - (3) 対象会員に対しては、書面をもって通知する。

附則 1. この規定は、2018 年 7 月 29 日から施行する。